

黒石市シルバー人材センター互助会会則

(名称・目的)

第1条 本会は、黒石市シルバー人材センター互助会（以下「互助会」という。）と称し、会員の親睦及び相互共助並びに互助会事業の円滑な運営に寄与することを目的とする。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、黒石市シルバー人材センター（以下「センター」という。）事務所内に置く。

(事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 会員の福祉の増進、相互の親睦融和を図る各種の事業
- 2 会員の傷病並びに慶弔時における見舞金の給付事業
- 3 本会の目的に適合する事業でセンターから委託された事業
- 4 その他、幹事会で必要と認めた事業

(会員)

第4条 本会の会員は、センターの登録会員をもって組織する。

(会費)

第5条 会員の会費は、年間1,000円とする。

- 2 会費は、センターの会費とあわせて納付する。
- 3 納付した会費は返還しない。

(役員等)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|--------|---------------|
| 1 名誉会長 | 1人 |
| 2 顧問 | 若干名 |
| 3 会長 | 1人 |
| 4 副会長 | 2人 |
| 5 幹事 | 若干名（会長・副会長含む） |
| 6 会計監事 | 2人 |

(役員等の選出)

第7条 名誉会長は、センターの理事長とし、顧問は前互助会長等学識経験者のうちから、幹事会の承認を得て会長が委嘱することができる。

- 2 幹事及び会計監事は、総会において選出する。
- 3 会長及び副会長は、幹事会において互選する。
- 4 庶務会計は、会長が委嘱する。

(役員の職務)

第8条 会長は、互助会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を行する。
- 3 幹事は、幹事会の構成員として付議事項を執行する。
- 4 会計監事は、この会の会計事務事業を監査する。
- 5 庶務会計は、会長の命を受けて事務を担当する。
- 6 顧問は、会長から諮詢された特別な事項について、必要に応じて答申する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることがある。

(会議の種別)

第10条 会議は、総会及び幹事会とし、定期総会はセンターの総会に合わせて行う。

- 2 総会の議長は、総会に出席した会員のうちから選任し、幹事会の議長は会長がこれにあたる。
- 3 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長が決する。

(総会の議決事項)

第11条 総会は、次の事項について議決する。

- 1 事業報告及び決算
- 2 事業計画及び予算
- 3 会則の制定及び改廃
- 4 役員の選任
- 5 その他、会の運営に関する重要な事項

(幹事会の構成と議決・招集)

第12条 幹事会は、会長・副会長・幹事をもって構成し次の事項を決める。

- 2 総会に付議すべき事項。
- 3 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- 4 その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項。

(経 費)

第13条 本会の経費は、次の収入をもってあてる。

- 1 会 費
- 2 助成金
- 3 事業の執行上徴収する臨時の会費等
- 4 その他の収入

(弔慰・見舞等)

第14条 本会の会員が死亡した場合の弔慰金（香典料）を呈する。

- 1 弔慰金 3,000円
- 2 慶弔時その他必要な場合は、幹事会において協議の上決定する

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成7年5月26日から施行する。

附 則

この会則は、平成9年5月27日から施行する。

(会則の一部改正 第10条第2項を改正)

附 則

この会則は、平成13年5月27日から施行する。

(会則の一部改正 第6条、第7条及び第8条を改正)

附 則

この会則は、平成15年5月28日から施行する。

(会則の一部改正 第6条第5項を改正)

附 則

この会則は、平成20年5月23日から施行する。

(会則の一部改正 第14条及び第14条第2項、第3項を改正)

附 則

この会則は、平成21年5月22日から施行する。

(会則の一部改正 第14条第1項を改正)